

本 編

序 章 秋田市の環境調査の概要

第 1 節 秋田市の概況

- 1 位置、面積、地勢
- 2 気象

第 2 節 環境公害行政の概要

- 1 環境公害行政の推移
- 2 環境公害行政の機構
- 3 秋田市環境審議会

第 3 節 環境調査等について

序 章

第 1 節 秋田市の概況

1 位置、面積、地勢

秋田市は秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央に位置し、市の東部には奥羽山脈から続く太平山が連なり、南部には雄物川が西に流れ、市街地を貫流する旭川と合流し西部の日本海に注ぎ、北北西から南南東に向かって延長約 16km にわたって秋田平野が広がっています。

周囲は、潟上市、井川町、五城目町、上小阿仁村、北秋田市、仙北市、大仙市、由利本荘市の 8 市町村に隣接しています。

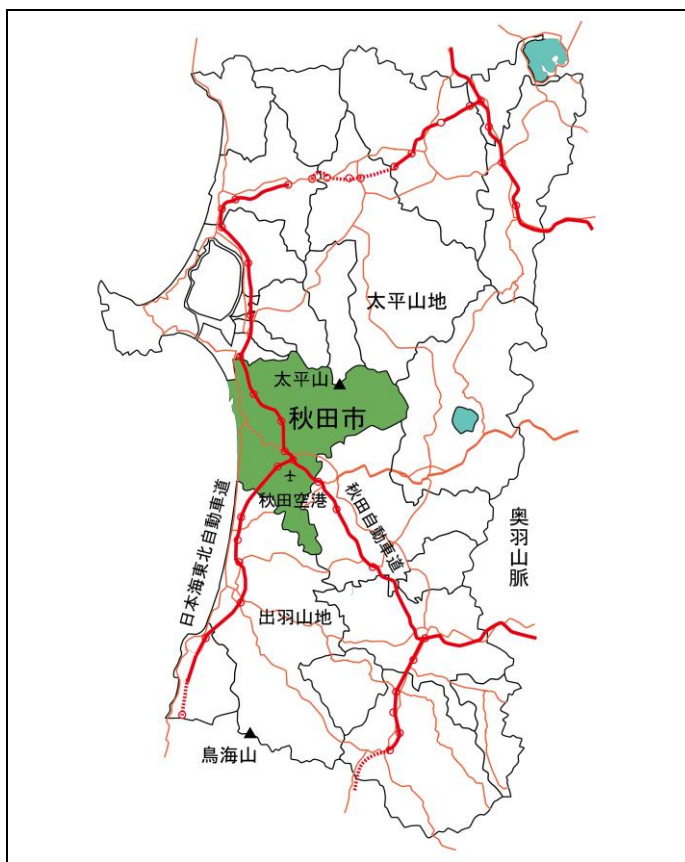


図 1 秋田市の位置

表 1 秋田市の位置・面積

市役所の位置	秋田市山王一丁目 1 番 1 号		
	東経 140° 06′ 13″		
	北緯 39° 43′ 12″		
面積	約 906.07 km ²		
地域	極東	河辺丹波森東	140° 31′
	極西	秋田港西	140° 01′
	東西 約 43.03 km		
	極南	雄和萱ヶ沢南	39° 27′
	極北	上新城俎山	39° 52′
	南北 約 46.20 km		
海拔	最高 1,179.1m 白子森		
	最低 0m 日本海		

2 気象

秋田市は、東に出羽山地が南北に縦断し、西に日本海に面していることから、典型的な日本海側気候となっています。

令和 5 年の平均気温は 13.7℃で前年よりも 1.1℃高い状態でしたが、夏の最高気温も前年に比べ、約 4.4℃高い 38.5℃、冬の最低気温は前年に比べ、約 2.0℃低い -8.6℃を観測しました。日照時間は、晴れの日が多い影響により、前年に比べ約 182 時間増加しました。

表 2 秋田市の気象

年月	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	最低 (極値)	最高 (極値)	平 均					
R 1	-5.9	36.8	12.9	72	4.2	1833.7	1566.5	17
2	-6.7	36.1	12.8	75	4.1	1535.7	2022.5	24
3	-8.2	36.5	12.9	75	4.3	1755.7	1916.5	60
4	-6.6	34.1	12.6	75	4.1	1654.3	1862.0	56
5	-8.6	38.5	13.7	76	4.1	1836.2	2208.5	33
R 5. 1	-8.6	12.7	0.7	74	5.4	42.4	85.0	24
2	-6.0	11.4	0.9	78	4.3	69.2	97.5	33
3	-2.1	22.8	7.5	69	3.7	201.9	91.0	--
4	1.0	22.3	11.2	68	4.6	197.4	140.0	--
5	4.3	27.3	15.4	75	3.5	231.1	189.5	--
6	12.5	30.5	21.2	78	3.9	158.4	114.5	--
7	18.6	32.7	24.9	84	3.6	171.6	420.5	--
8	23.0	38.5	30.0	70	3.9	306.6	23.5	--
9	13.0	34.9	24.2	79	3.2	173.8	289.0	--
10	6.5	25.5	15.2	77	3.8	158.3	288.5	--
11	-0.5	24.4	10.1	78	4.8	82.1	316.0	4
12	-5.1	15.3	3.3	81	4.4	43.4	153.5	33

(資料：気象庁 HP (<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>) を元に作成)

※数値右の“() ”は、推定された観測値又は欠測があったときの統計値

第2節 環境保全行政の概要

1 環境保全行政の推移

秋田市では、市民の健康保護と生活環境の保全を目的として、昭和44年に秋田市公害防止条例を制定したほか、環境関係法令や秋田市公害防止条例を補完しつつ公害を未然に防止するため、主要企業との間に公害防止協定を締結するなど、積極的に環境保全行政を推進してきました。

国における環境関係法令の整備・強化等もあり、大きな社会問題となった大気汚染や水質汚濁などのいわゆる産業型公害は、大幅に改善されてきました。一方、騒音、振動および悪臭等の都市型公害が顕在化してきたため、平成9年の中核市への移行に先立ち、秋田市公害防止条例を全面的に改正しました。さらに、平成15年の改正では食料品製造工場や飲食店等からの悪臭対策として、嗅覚測定法を用いた指導が可能となりました。

地球環境問題が多様化する中、平成11年には「秋田市環境基本条例」を制定し、この条例の理念の実現に向けて、環境の保全と創造に関する各種施策を盛り込んだ「秋田市環境基本計画」を平成13年に策定するなど、環境問題全般に積極的に取り組むこととしました。

本市の豊かな自然環境の保全等に係る施策の推進を図るため、平成15年には「秋田市自然環境保全条例」を制定し、平成16年度には本市における野生生物の生息分布状況など、自然環境の現況を把握し、今後の自然環境保全行政の基礎資料とすることを目的として、市域における自然環境調査を実施しました。さらに、平成17年の市町合併による市域拡大に伴い、平成21、22年度には河辺・雄和地区における調査を実施しました。

また、平成21年9月に国において「微小粒子状物質（PM_{2.5}）の大気汚染に係る環境基準」が定められたことにより、平成23年度から微小粒子状物質の測定を開始しました。

令和元年度には、秋田県知事により河川の水生生物の保全に係る類型指定※が行われたことから、令和元年度から水質環境基準項目の調査を開始しています。

※水生生物の生息状況等に応じて、河川、湖沼および海域を分類すること。それぞれに水生生物の保全に係る水質環境基準が定められています。

（参考：「資料編1 環境保全行政の推移」）

2 環境保全行政の機構

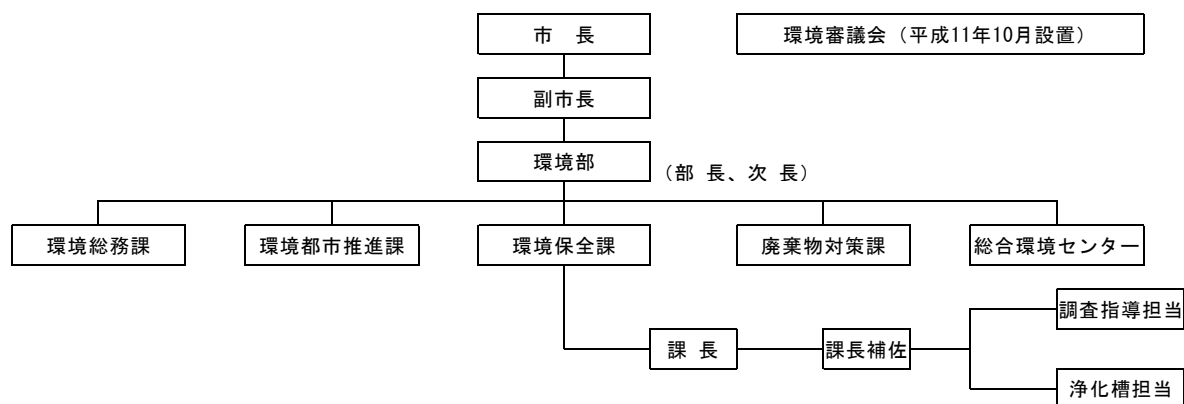


図2 環境保全行政の機構（令和6年4月現在）

（参考：「資料編2 環境部事務分掌」）

3 秋田市環境審議会

秋田市では、秋田市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や関係団体の代表者などで構成される秋田市環境審議会を設置しています。そこで環境の状況や環境基本計画の推進に関する報告を行うとともに、環境審議会からの意見や提言を受け、秋田市の環境保全に努めています。

表3 秋田市環境審議会委員（任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日／五十音順）

氏 名	職 ・ 所 属 機 関 等
越前谷 仁 美	秋田県薬剤師会秋田中央支部 副支部長
菅 原 勝 康	秋田大学 名誉教授
菅 原 拓 男	秋田大学 名誉教授
杉 山 秀 樹	特定非営利活動法人秋田水生生物保全協会 理事長
須 崎 晃 徳	一般社団法人秋田青年会議所 理事長
鈴 木 高 志	秋田市立戸島小学校 校長
高 橋 敦 子	暮らしを考える女性の会 会長
竹 田 勝 美	たんぽぽ中央法律事務所 弁護士
津 村 守	特定非営利活動法人あきた環境カウンセラー協議会 理事長
縄 田 浩 志	京都大学大学院人間・環境学研究科学術越境センター 教授
濱 島 由 紀	一般社団法人秋田市医師会 理事
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事・事務局長
蒔 田 明 史	秋田県立大学 理事兼副学長
村 中 孝 司	学校法人ノースアジア大学経済学部 教授
山 崎 貞一郎	秋田大学大学院医学系研究科 助教

（参考：「資料編3 秋田市環境審議会および秋田市公害対策審議会開催状況」）

第3節 環境調査等について

私たちを取り巻く環境は、大気や水、山や川、森などの自然のものや、道路、建物などの人工のものまで様々な要素から構成され、それが相互に複雑に関連しあった微妙なバランスの上に成り立っています。

地域の環境を保全し、持続的な活用を図りながら次の世代に引き継いでいくためには、環境調査などにより地域の環境状況や特性をよく把握した上で、適切な環境への配慮を行い、より良くしていくための取組を科学的根拠に基づき効果的に推進していく必要があります。

秋田市では、市民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害関係法令や条例等に基づき大気汚染や水質汚濁の状況等の調査を行うとともに、工場や事業場に対しても立入検査や指導を行うなど、環境の保全に努めています。